豊後高田市の災害に関する支援情報

種別		項目	内容	必要書類等	申請・問合せ先	НР
証明書発行	1	り災証明書の発行	家屋(住家)の一部損壊や床上浸水などの被害を申請に応じて証明するもので、各種支援制度の申請必要書類となります。 ※被災証明書については別途お問い合わせください。	□申請書(税務課窓口またはホームページからダウンロードできます) □被害状況が確認できる写真(可能な限り) □委任状(ご本人、親族以外の方の申請の場合)	税務課 0978-25-6182	
生活・住居関係	2	災害ごみの処分 ※施設(清掃工場)使用料の免 除	清掃工場に搬入する被災ごみの処理料金(施設使用料)は減免となります。 ※搬入する被災ごみの種類等については、環境課へ相談願います。 ※ <u>災害の状況によっては、市が指定する『仮置場』までの持ち込みをお願いする場合があります。</u>	□り災証明書(写)→① ※清掃工場への搬入時に提示、もしくは窓口で申請している旨を伝えてください。	環境課 0978-25-6218	
	3	家屋等が浸水した場合の消毒機 の貸出	消毒液の支給及び消毒器の貸し出し ※被災地区の自治委員又は個人からの申請が必要です。	□申請書	環境課 0978-25-6218	
	4	災害被災者住宅再建支援金	住家が床上浸水や半壊、全壊などの被害を受けた世帯を対象に、住宅再建支援金制度があります。 ■申請期限 自然災害の発生日から13月以内 ■その他 住家が半壊以上の被害だった場合に、加算支給支援金の申請もあります。	世帯主が下記書類をお持ちください。 □り災証明書 ※(床上浸水以上の認定)→① □世帯主名義の預金通帳の写し ※「り災証明書」は発行までに日数がかかりますので、事前に被災状況が分かる写真などを税務課にお持ちください。	社会福祉課 0978-25-6178	
	(5)	市営住宅の一時使用	一時的に市営住宅(入居できる空き部屋がある場合等に限ります。)を使用することができます。	□市営住宅一時使用許可申請書 □誓約書 □り災証明書(写)またはこれに準ずる証明等 →① □請書	都市建築課 0978-25-6274	
	6	住宅ローンなどの免除・減額	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。	詳しくは借入先の金融機関等にお問い合わせください。	借入先の金融機関	-
農地・農	7	農畜産施設・機械に関する被害	農畜産施設・機械が被害を受けた、家畜が死亡・廃用した 等の場合にその再建、修繕、購入費用の一部助成を受けられる場合があります。 ※施設について、補助事業活用にあたり共済制度又は保険 制度の加入が条件です。	□被災状況写真 □見積書(写)等	農業振興課 0978-25-6243	
業関係	8	農地・農業用施設に関する被害	農地・農業施設が被害を受けた場合、現地確認後、復旧に対し補助を受けることができる場合がありますので、お問い合わせください。		耕地林業課 0978-25-6242	-
道路・河川	9	道路・河川に関する被害	市道・準用河川・普通河川に関する被害		建設課 0978-25-6240	-
			国・県道・河川に関すること		豊後高田土木事務所 0978-22-2285	-
	10	市県民税の減免・徴収猶予	【減免】 納税義務者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)がその住宅等の価額の合計額の10分の3以上である方 【徴収猶予】 災害を受けたことにより市税等の納付が困難となる方	□市県民税減免申請書	税務課 0978-25-6182	

ij	項目	内容	必要書類等	申請・問合せ先	НР
11)	固定資産税の減免・徴収猶予	■家屋あるいは償却資産が、その価格の10分の2以上の被害を受けた場合 ■土地が利用不能等となった面積が10分の2以上である場合 ※いずれも保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く 【徴収猶予】 災害を受けたことにより市税等の納付が困難となる方	【減免】 □り災証明書(写)→① □固定資産税減免申請書 □被災状況のわかる写真 【徴収猶予】 □り災証明書(写)→① □申請書 □財産の状況がわかる書類 □その他(通帳等)	税務課 0978-25-6182	
	国民健康保険税の減免・猶予	納税義務者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)がその住宅等の価額の合計額の10分の3以上である方			
13	後期高齢者医療保険料の減免・ 猶予	被保険者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)がその住宅等の価格の10分の3以上である方	□り災証明書(写)→① □後期高齢者医療保険料減免申請書		
14	介護保険料の減免・猶予	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合、減免を受けられる場合があります。(所得制限等があります。)	□り災証明書(写)→① □介護保険料減免申請書		
15	介護サービス等の利用料の減 額・免除	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等 に著しい損害を受けた場合、減額・免除を受けられる場合 があります。(所得制限等があります。)		保険年金課	-
16	国保・後期高齢者医療保険の一部負担金の減免:猶予	災害により居住する家屋が全壊若しくは半壊の損害を受けた場合、減免、徴収猶予が受けられる場合があります。 (収入制限等があります。)	□一部負担金減免申請書 □収入状況申告書 □医師の意見書 □り災証明書(写)→①	0978-25-6158	-
17)	上下水道料金に関すること	災害により給水装置等が破損した場合、上下水道料金の減 免ができる場合がありますので、お問い合せください。		上下水道課 0978-25-6217	-
18	ケーブルネットワーク施設使用 料の減免	り災証明書で床上浸水以上の被害の判定を受けた方は使用料が減免されます(被害を受けた建物の使用分に限ります) ■申請先 ・ケーブルテレビ総合窓口(高田庁舎1階) ・地域総務一課(真玉庁舎) ・地域総務二課(香々地庁舎)	□り災証明書(写)→①	企画情報課 0978-25-6393	-
19	国民年金保険料の免除	災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料の納付が免除される制度があります。	□国民年金保険料免除申請書 □被災状況届 □り災証明書(写)→①	■日本年金機構 別府年金事務所 0977-22-5111 ■保険年金課 0978-25-6158	
20	その他証明書交付手数料の免除	■マイナンバーカードの再交付 ■印鑑登録の再登録・印鑑登録証(カード)の再交付	□り災証明書(写)または被災証明書(写) →①	市民課 0978-25-6157	-